



2023年5月12日

各位

会社名 株式会社 jig.jp
代表者名 代表取締役社長 占部 哲之
(コード番号：5244 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 大庭 淳一
(TEL. 03-5367-3891)

代表取締役の異動、執行役員制度の導入及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、代表取締役の異動を内定するとともに、執行役員制度を導入すること及び制度導入に伴う定款一部変更に関して2023年6月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、代表取締役の異動につきましては、上記株主総会終了後に開催予定の取締役会において正式に決定される予定であります。

また、執行役員の選任につきましては、上記株主総会において定款一部変更が承認可決されることを条件として上記株主総会終了後に開催予定の取締役会において決定される予定であります。

1. 代表取締役の異動

(1) 異動の理由

2023年6月27日開催予定の定時株主総会後の新体制発足に伴い、技術革新による消費者嗜好の変化に合わせたサービスを長年開発してきた当社エンジニア創業者かつ現在取締役会長である福野泰介氏を代表取締役社長とし、時代の変化に合わせたスピーディーなサービス開発を実行するとともに、当社の更なる成長を加速させるため、より機動的な経営体制に移行するものであります。

なお、現在代表取締役社長である占部哲之氏は取締役会長に異動する予定であります。

(2) 異動の内容

氏名	新役職名	現役職名
占部 哲之	取締役会長	代表取締役社長
福野 泰介	代表取締役社長	取締役会長

(3) 新任代表取締役社長の略歴

氏名 生年月日	略歴	所有株式数
福野 泰介 1978年11月8日	2001年3月 有限会社ユーエヌアイ研究所(現 株式会社ユーエヌアイ研究所)設立 代表取締役	10,429,200株
	2002年12月 株式会社ユーエヌアイ研究所 取締役副社長	
	2003年5月 当社設立 代表取締役社長	
	2004年5月 有限会社モノバイト 設立 代表取締役	
	2005年3月 株式会社ユーエヌアイ研究所 取締役	
	2007年5月 特定非営利活動法人たんなん夢レディオ 理事(現任)	
	2012年9月 特定非営利活動法人エル・コミュニティ 理事(現任)	

2015年5月	一般社団法人福井県情報システム工業会	理事（現任）
2016年5月	株式会社 appwindow（現 株式会社 B Inc.）	代表取締役社長（現任）
2017年3月	株式会社 A Inc.	取締役（現任）
2018年6月	当社	取締役会長（現任）
2020年11月	一般財団法人神山まると高専設立準備財団	評議員（現任）
2021年4月	特定非営利活動法人 AMATERAS	理事（現任）
2022年5月	一般社団法人高専人会	理事（現任）

(4) 異動予定日

2023年6月27日（同日開催予定の定時株主総会終了後に開催予定の取締役会を経て、異動予定）

2. 執行役員制度の導入

(1) 導入の目的

当社を取り巻く事業環境の変化に適切かつ迅速に対応できる体制を構築し、更なるコーポレートガバナンスの充実を図るため、以下を目的に執行役員制度を導入いたします。

- ① 経営の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図る。
- ② 経営に携わる人材登用の機会を拡大することで、次世代経営層を育成し、会社の競争力強化及び業績向上を図る。

(2) 制度の概要

- ① 執行役員の選解任は、取締役会の決議によるものとする。
- ② 取締役は、執行役員を兼務できるものとする。
- ③ 執行役員の任期は原則1年とし、再任を妨げないものとする。
- ④ 執行役員は、取締役会の決定に基づいて、会社の業務執行を分担するものとする。

(3) 導入予定日

2023年6月27日

なお、執行役員人事につきましては公表の準備が整い次第、詳細を公表する予定であります。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の理由

執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定を新設するための変更を行い、また、これらの変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行	変更案
第1条～第17条（条文省略）	第1条～第17条（現行どおり）
第4章 取締役 <u>および</u> 取締役会	第4章 取締役、 <u>取締役会および執行役員</u>
第18条～第30条（条文省略）	第18条～第30条（現行どおり）

<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役員)</u> <u>第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって、役員執行役員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役員規程)</u> <u>第 32 条 執行役員に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。</u></p>
<p>第 <u>31</u> 条～第 <u>49</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>33</u> 条～第 <u>51</u> 条 (現行どおり)</p>

(3) 日程

定時株主総会開催予定日 2023 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生予定日 2023 年 6 月 27 日

以上